

令和7年大府市規則一覧

公布日 令和7年3月31日

- 第4号 大府市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則
- 第5号 大府市事務分掌規則の一部を改正する規則
- 第6号 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第7号 大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第8号 大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第9号 大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則
- 第10号 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 第11号 大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 第12号 大府市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 第13号 大府市会計年度任用職員の給与及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第14号 大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 第15号 大府市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第16号 大府市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第17号 大府市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 第18号 大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則
- 第19号 大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則
- 第20号 大府市契約規則の一部を改正する規則
- 第21号 大府市財産管理規則の一部を改正する規則

- 第 2 2 号 大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 3 号 大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 4 号 大府市児童老人福祉センター等運営委員会規則の一部を改正する規則
- 第 2 5 号 大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 6 号 大府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 第 2 7 号 大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 8 号 大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 9 号 大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 0 号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 1 号 大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 2 号 大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
- 第 3 3 号 大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の一部を改正する規則
- 第 3 4 号 大府市消防職員手帳規則の一部を改正する規則
- 第 3 5 号 大府市消防職員住宅設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

大府市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第4号

大府市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則

大府市名誉市民条例施行規則（昭和45年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(大府市名誉市民審査会)	(大府市名誉市民審査会)
第2条 略	第2条 略
2～11 略	2～11 略
12 審査会の庶務は、企画政策部 <u>秘書室</u> において処理する。	12 審査会の庶務は、企画政策部 <u>秘書人事課</u> において処理する。
13 略	13 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第5号

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則

大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(課及び係の設置)			(課及び係の設置)		
第2条 条例第2条に定める部に次の表の中欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 条例第2条に定める部に次の表の中欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
企画政策部	人事政策課	人事政策係	企画政策部	秘書人事課	秘書係 人事係
	企画広報戦略課	略		企画広報戦略課	略
	財務政策課	財務政策係		法務財政課	政策法務係 財政係
総務部			総務部		
市民協働部	協働推進課	略	市民協働部	協働推進課	略
	文化交流課	文化振興係 多文化交流係		文化スポーツ交流課	文化振興係 <u>スポーツ推進係</u> 多文化交流係

改正後			改正前		
	危機管理課	略		危機管理課	略
	環境課	略		環境課	略
福祉部			福祉部		
健康未来部	健康未来政策課	健康都市こども政策係	健康未来部	健康未来政策課	健康都市こども政策係 <u>こども施設係</u>
	幼児教育保育課	略		幼児教育保育課	略
	<u>こども若者支援課</u>	<u>こどもニュージェネ係</u>		<u>こども若者女性課</u>	<u>こども支援係</u> <u>ニュージェネ&女性係</u>
	健康増進課	略		健康増進課	略
都市整備部			都市整備部		
産業振興部	略	略	産業振興部	略	略
	略	略		略	略

(部内室の設置)

第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる部内室を置く。

部	室
企画政策部	秘書室
	政策法務推進室
総務部	デジタル戦略室
市民協働部	スポーツ振興室

(部内室の設置)

第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる部内室を置く。

部	室
総務部	デジタル戦略室

改正後			改正前		
福祉部		福祉まるごと相談室	福祉部		福祉総合相談室
健康未来部		健康未来拠点整備室			
		女性活躍推進室			
都市整備部		略	都市整備部		略
(施設の所管)			(施設の所管)		
第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。			第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。		
部	課	施設	部	課	施設
市民協働部	協働推進課	略	市民協働部	協働推進課	略
	文化交流課	勤労文化会館 おおぶ文化交流の杜 歴史民俗資料館		文化スポーツ交流課	勤労文化会館 おおぶ文化交流の杜 歴史民俗資料館 <u>市民体育館</u> <u>市民球場</u> <u>体育センター</u> <u>運動広場</u> <u>夜間照明施設</u>
	スポーツ振興室	<u>市民体育館</u> <u>市民球場</u> <u>体育センター</u> <u>運動広場</u> <u>夜間照明施設</u>		危機管理課	略
	危機管理課	略		福祉部	<u>福祉総合相談室</u>
福祉部	<u>福祉まるごと相談室</u>	ふれ愛サポートセンター	福祉部	高齡障がい支援課	略
	高齡障がい支援課	略		健康未来部	幼児教育保育課
健康未来部	幼児教育保育課	略	健康未来部	<u>こども若者女性課</u>	<u>児童老人福祉センター</u> <u>児童セン</u>
	<u>こども若者支援課</u>	<u>こども幸齢者交流センター</u> <u>こど</u>			

改正後			改正前		
		も交流センター <u>こどもステーション</u> 発達支援センター			<u>ター</u> <u>子どもステーション</u> 発達支援センター <u>石ヶ瀬会館</u>
	女性活躍推進室	石ヶ瀬会館		健康増進課	略
	健康増進課	略		都市整備部	略
都市整備部	略	略		略	略
	略	略		略	略
産業振興部	略	略	産業振興部	略	略
(部長等)			(部長等)		
第5条 略			第5条 略		
2 市長は、必要があると認めるときは、部に担当部長、参事、次長及び調整監を、課に担当課長、 <u>推進監</u> 、主幹、課長補佐及び副主幹を、部内室に <u>推進監</u> 、主幹、室長補佐及び主査を、係に主査を置くことができる。			2 市長は、必要があると認めるときは、部に担当部長、参事、次長及び調整監を、課に担当課長、主幹、課長補佐及び副主幹を、部内室に主幹、室長補佐及び主査を、係に主査を置くことができる。		
(職務)			(職務)		
第6条 略			第6条 略		
2～8 略			2～8 略		
9 <u>推進監は、上司の命を受け、所轄の事務を処理する。</u>			9～15 略		
10～16 略			別表（第4条関係）		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
企画政策部			企画政策部		

改正後	改正前
<p><u>秘書室</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>室の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他室の庶務に関すること。</u></p> <p><u>人事政策課</u></p> <p><u>人事政策係</u></p> <p>(1) <u>人事政策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の任用、退職、分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の服務その他勤務条件に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の給与、旅費及び共済に関すること。</u></p>	<p><u>秘書人事課</u></p> <p><u>秘書係</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>人事係</u></p> <p>(1) <u>人事政策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の任用、退職、分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の服務その他勤務条件に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の給与、旅費及び共済に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の公務災害補償に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員の研修及び教養に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の福利厚生及び安全衛生管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>職員団体及び職員互助会に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>職員の公務災害補償に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員の研修及び教養に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の福利厚生及び安全衛生管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>職員団体及び職員互助会に関すること。</u></p> <p>(9) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p>企画広報戦略課 略</p> <p><u>財務政策課</u></p> <p><u>財務政策係</u></p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>政策法務推進室</u></p> <p>(1) <u>政策法務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公告式に関すること。</u></p>	<p>企画広報戦略課 略</p> <p><u>法務財政課</u></p> <p><u>政策法務係</u></p> <p>(1) <u>政策法務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公告式に関すること。</u></p> <p>(3) <u>条例、規則、訓令等の審査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>例規類集の編集に関すること。</u></p> <p>(5) <u>他の部課等に属さない法規の制定改廃に関すること。</u></p> <p>(6) <u>議会（一般質問に関することを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>財政係</u></p> <p>(1)～(10) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 条例、規則、訓令等の審査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 例規類集の編集に関すること。</u></p> <p><u>(5) 他の部課等に属さない法規の制定改廃に関すること。</u></p> <p><u>(6) 議会（一般質問に関することを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(7) 室の文書及び経理に関すること。</u></p> <p><u>(8) その他室の庶務に関すること。</u></p>	
<p>総務部</p>	<p>総務部</p>
<p>行政管理課 略</p>	<p>行政管理課 略</p>
<p>デジタル戦略室 略</p>	<p>デジタル戦略室 略</p>
<p>市民課</p>	<p>市民課</p>
<p>窓口サービス係 略</p>	<p>窓口サービス係 略</p>
<p>戸籍記録係</p>	<p>戸籍記録係</p>
<p>(1)～(9) 略</p>	<p>(1)～(9) 略</p>
<p><u>(10)・(11) 略</u></p>	<p><u>(10) 火葬場の使用許可に関すること。</u></p>
<p>税務課 略</p>	<p><u>(11)・(12) 略</u></p>
<p>市民協働部</p>	<p>税務課 略</p>
<p>協働推進課 略</p>	<p>市民協働部</p>
<p>文化交流課</p>	<p>協働推進課 略</p>
<p>文化振興係</p>	<p><u>文化スポーツ交流課</u></p>
	<p>文化振興係</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(11) 略</p> <p>多文化交流係</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>スポーツ振興室</u></p> <p>(1) <u>スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ事業の企画及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u></p>	<p>(1)～(11) 略</p> <p><u>スポーツ推進係</u></p> <p>(1) <u>スポーツの推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ事業の企画及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p>(4) <u>スポーツ団体に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツ指導者の養成及び活動に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。</u></p> <p>(7) <u>市民体育館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(8) <u>市民球場の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(9) <u>体育センターの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(10) <u>運動広場の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(11) <u>夜間照明施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(12) <u>その他スポーツ及びレクリエーションに関すること。</u></p> <p>多文化交流係</p> <p>(1)～(5) 略</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>スポーツ団体に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツ指導者の養成及び活動に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。</u></p> <p>(7) <u>市民体育館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(8) <u>市民球場の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(9) <u>体育センターの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(10) <u>運動広場の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(11) <u>夜間照明施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(12) <u>その他スポーツ及びレクリエーションに関すること。</u></p> <p>(13) <u>室の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他室の庶務に関すること。</u></p>	
<p>危機管理課 略</p>	<p>危機管理課 略</p>
<p>環境課 略</p>	<p>環境課 略</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉部</p>
<p>地域福祉課 略</p>	<p>地域福祉課 略</p>
<p><u>福祉まるごと相談室</u></p>	<p><u>福祉総合相談室</u></p>
<p>(1)～(13) 略</p>	<p>(1)～(13) 略</p>
<p>高齢障がい支援課 略</p>	<p>高齢障がい支援課 略</p>
<p>保険医療課 略</p>	<p>保険医療課 略</p>
<p>健康未来部</p>	<p>健康未来部</p>

改正後	改正前
<p>健康未来政策課</p> <p>健康都市こども政策係</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>健康未来拠点整備室</p> <p>(1) <u>児童福祉施設等の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉施設等、石ヶ瀬会館、保健センター等の整備及び営繕に関すること。</u></p> <p>(3) <u>室の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他室の庶務に関すること。</u></p> <p>幼児教育保育課 略</p> <p>こども若者支援課</p> <p><u>こどもニュージェネ係</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>こども幸齢者交流センター及びこども交流センターの管理及び運営（整備及び営繕に関することを除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) <u>こどもステーションの管理及び運営（整備及び営繕に関すること</u></p>	<p>健康未来政策課</p> <p>健康都市こども政策係</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>こども施設係</u></p> <p>(1) <u>児童福祉施設等の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉施設等、石ヶ瀬会館、保健センター等の整備及び営繕に関すること。</u></p> <p>幼児教育保育課 略</p> <p><u>こども若者女性課</u></p> <p><u>こども支援係</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>児童老人福祉センター及び児童センターの管理及び運営（整備及び営繕に関することを除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) <u>子どもステーションの管理及び運営（整備及び営繕に関すること</u></p>

改正後	改正前
<p>を除く。) に関すること。</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p><u>(13) 若者の活躍の推進に関すること。</u></p> <p><u>(14) 若者支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(15) 青少年団体の指導及び育成に関すること。</u></p> <p><u>(16) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。</u></p> <p><u>(17) ひまわり委員に関すること。</u></p> <p><u>(18) 社会を明るくする運動に関すること。</u></p> <p><u>(19) その他若者支援に関すること</u></p> <p><u>(20)・(21) 略</u></p>	<p>を除く。) に関すること。</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p><u>(13)・(14) 略</u></p> <p><u>ニュージェネ&女性係</u></p> <p><u>(1) 若者及び女性の活躍の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 若者支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 青少年団体の指導及び育成に関すること。</u></p> <p><u>(4) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。</u></p> <p><u>(5) ひまわり委員に関すること。</u></p> <p><u>(6) 社会を明るくする運動に関すること。</u></p> <p><u>(7) 男女共同参画施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(8) 男女共同参画に資する団体及び婦人会の指導及び育成に関する</u> <u>こと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>女性活躍推進室</u></p> <p>(1) <u>女性活躍の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>男女共同参画に資する団体及び婦人会の指導及び育成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(6) <u>石ヶ瀬会館の管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)に関すること。</u></p> <p>(7) <u>室の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他室の庶務に関すること。</u></p> <p>健康増進課 略</p> <p>都市整備部</p> <p>都市政策課</p> <p>計画地域交通係</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(9) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他若者支援及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(11) <u>石ヶ瀬会館の管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)に関すること。</u></p> <p>健康増進課 略</p> <p>都市整備部</p> <p>都市政策課</p> <p>計画地域交通係</p> <p>(1)～(12) 略</p>

改正後	改正前
建築指導係 (1)～(3) 略 (4) <u>宅地造成及び特定盛土等規制</u> に関すること。 (5)～(11) 略 区画整理係 (1)～(3) 略 中心市街地整備室～建設総務課 略	建築指導係 (1)～(3) 略 (4) <u>宅地造成</u> に関すること。 (5)～(11) 略 区画整理係 (1)～(3) 略 中心市街地整備室～建設総務課 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表都市整備部都市政策課建築指導係の分掌事務の改正規定 令和7年5月9日
- (2) 第3条の表及び別表健康未来部こども若者女性課こども支援係の分掌事務の改正規定（「児童老人福祉センター」を「こども幸齢者交流センター」に、「児童センター」を「こども交流センター」に、「子どもステーション」を「こどもステーション」に改める部分に限る。） 令和7年10月1日

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第6号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年大府市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人保護に関し、生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う <u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての の審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(条例別表第2に定める事務等)</p>	<p>第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人保護に関し、生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う <u>進学準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査 又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(条例別表第2に定める事務等)</p>
<p>第13条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務 とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該 各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 子ども医療費条例第5条に規定する子ども医療費受給者証の交付の 申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p>	<p>第13条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務 とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該 各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 子ども医療費条例第5条に規定する子ども医療費受給者証の交付の 申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p>

改正後	改正前
<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 助成対象子どもに係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>エ 助成対象子どもに係る外国人保護の実施又は外国人保護に関し、生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止若しくは同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の規定に準じて行う<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）</p> <p>オ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第20条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 助成対象子どもに係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>エ 助成対象子どもに係る外国人保護の実施又は外国人保護に関し、生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止若しくは同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の規定に準じて行う<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）</p> <p>オ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第20条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 外国人保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 外国人要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当の支給に関する情報</p> <p>コ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(1) 外国人保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 外国人要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>コ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第7号

大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の職の設置に関する規則（昭和49年大府市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、大府市に次の職を置く。</p> <p>部長、主席指導主事、担当部長、参事、次長、調整監、課長、事務局長、室長、担当課長、主幹、ふれ愛サポートセンター館長、防災学習センター館長、課長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、指導保育士、<u>こどもステーション</u>所長、係長、主査、公民館長、保育園長、<u>こども交流センター</u>館長、<u>こども幸齢者交流センター</u>館長、主任、園長補佐、館長補佐、<u>こどもステーション</u>所長補佐、主事、主事補、技師、技師補、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、児童厚生員、用務員、給食調理員、作業員及び雇</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、大府市に次の職を置く。</p> <p>部長、主席指導主事、担当部長、参事、次長、調整監、課長、事務局長、室長、担当課長、主幹、ふれ愛サポートセンター館長、防災学習センター館長、課長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、指導保育士、<u>子どもステーション</u>所長、係長、主査、公民館長、保育園長、<u>児童センター</u>館長、<u>児童老人福祉センター</u>館長、主任、園長補佐、館長補佐、<u>子どもステーション</u>所長補佐、主事、主事補、技師、技師補、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、児童厚生員、用務員、給食調理員、作業員及び雇</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第8号

大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（令和元年大府市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第4条 削除</u></p>	<p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第4条 条例第6条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して支給することができるものとする。</u></p> <p><u>3 特定任期付職員業績手当は、基準日の属する月の大府市職員の給与の</u></p>

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>第5条 条例第7条第2項の規定により読み替えて適用される大府市職員の給与に関する条例(昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。)第19条の2第1項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第1号の規則で定める額は、<u>大府市職員の給与の支給等に関する規則(昭和45年大府市規則第14号。以下「給与支給規則」という。)</u>第17条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第6条第1項に規定する給料表の号給又は同条第3項の規定により定められた給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第6条 特定任期付職員に係る給与条例第20条第5項<u>(給与条例第21条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>の市長が規則で定めるものは、<u>給与支給規則第18条第5項の規定にかかわらず</u>、別表の職員欄に掲げる職員とする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>支給等に関する規則(昭和45年大府市規則第14号。以下「給与支給規則」という。)</u>第23条に規定する期末手当の支給日に支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>第5条 条例第7条第2項の規定により読み替えて適用される大府市職員の給与に関する条例(昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。)第19条の2第1項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第1号の規則で定める額は、<u>給与支給規則第17条の2第1項の規定にかかわらず</u>、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第6条第1項に規定する給料表の号給又は同条第3項の規定により定められた給料月額区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第6条 特定任期付職員に係る給与条例第20条第5項の市長が規則で定めるものは、<u>給与支給規則第18条第5項の規定にかかわらず</u>、別表の職員欄に掲げる職員とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第9号

大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の定年等に関する規則（令和5年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特定管理監督職群を構成する管理監督職) 第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) 略 (2) 保育施設等の特定管理監督職群 保育所の園長、 <u>こども交流センターの館長、こども幸齢者交流センターの館長及びこどもステーションの所長</u>	(特定管理監督職群を構成する管理監督職) 第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) 略 (2) 保育施設等の特定管理監督職群 保育所の園長、 <u>児童センターの館長、児童老人福祉センターの館長及び子どもステーションの所長</u>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第10号

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防</u>を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を<u>行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加を</u>する<u>こと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病の予防</u>を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日</u>）の範囲内の期間</p>

改正後	改正前
<p>一の年度において5日（その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(13)～(19) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第11号

大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年大府市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第13条関係）		別表第2（第13条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。第5号から第8号までにおいて同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間	(1) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者であって、 <u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u> に限る。第5号から第8号までにおいて同じ。）が不妊治療に係	一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

改正後		改正前	
		る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(7) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員がその子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められ	一の年度において5日(その養育する <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間	(7) <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その養育する <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間

改正後		改正前	
る場合			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第12号

大府市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大府市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和50年大府市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
<u>こども幸齢者交流センター等運営委員会</u>		<u>児童老人福祉センター等運営委員会</u>	
健康診査医師	1回43,800円	健康診査医師	1回43,800円
		<u>新型コロナウイルスワクチン集団接種医師</u> <u>（接種予定人数が75人程度の場合）</u>	<u>1回102,200円</u>
		<u>新型コロナウイルスワクチン集団接種医師</u>	<u>1回73,000円</u>

改正後		改正前	
		(接種予定人数が50人程度の場合(経過観察のみを行う時間帯がある場合に限る。))	
		新型コロナウイルスワクチン集団接種医師 (接種予定人数が50人程度の場合)	1回58,400円
		新型コロナウイルスワクチン集団接種医師 (接種予定人数が25人程度の場合)	1回43,800円
選挙長	1回16,200円(選挙が無投票の場合にあっては、当該額の2分の1の額)	選挙長	1回16,200円
略	略	略	略
略	略	略	略
投票立会人	1回15,000円(事務従事の時間が7時間以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額)	投票立会人	1回13,600円(事務従事の時間が7時間以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額)
略	略	略	略
選挙立会人	1回13,600円(選挙が無投票の場合にあっては、当該	選挙立会人	1回13,600円

改正後		改正前	
	額の2分の1の額)		
略	略	略	略
期日前投票立会人	1回13,000円（事務従事の時間が6時間以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額)	期日前投票立会人	1回11,700円（事務従事の時間が6時間以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額)
備考	略	備考	略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表中「児童老人福祉センター」を「こども幸齢者交流センター」に改める改正規定は、同年10月1日から施行する。

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第13号

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年大府市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「給与条例第15条第5項」を「給与条例第15条第6項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職報酬表（2）

職務の級	1級	2級
号給	基準額	基準額
	円	円
1	185,700	227,700
2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700

11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400
20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400
32	226,900	246,800
33	227,700	247,200
34	228,400	247,700
35	229,100	248,200
36	229,800	248,600
37	230,500	249,000
38	231,100	249,500

39	231,700	250,000
40	232,300	250,400
41	233,000	250,800
42	233,500	251,300
43	234,000	251,800
44	234,500	252,200
45	235,000	252,600
46	235,400	253,000
47	235,800	253,400
48	236,200	253,800
49	236,600	254,200
50	236,900	254,600
51	237,200	255,000
52	237,500	255,400
53	237,800	255,800
54	238,100	256,200
55	238,400	256,600
56	238,700	257,000
57	238,900	257,300
58	239,200	257,700
59	239,500	258,100
60	239,700	258,400
61	239,900	258,700
62	240,200	259,100
63	240,500	259,500
64	240,700	259,800
65	240,900	260,100
66	241,200	260,400

67	241,500	260,700
68	241,700	260,900
69	241,900	261,100
70	242,200	261,400
71	242,500	261,700
72	242,700	261,900
73	242,900	262,100
74	243,200	262,400
75	243,500	262,700
76	243,700	262,900
77	243,900	263,100
78	244,200	263,400
79	244,500	263,700
80	244,700	263,900
81	244,900	264,100
82	245,200	264,400
83	245,400	264,700
84	245,700	264,900
85	245,900	265,100
86	246,100	265,300
87	246,400	265,600
88	246,700	265,900
89	246,900	266,100
90	247,200	266,300
91	247,500	266,600
92	247,700	266,800
93	247,900	267,100
94	248,200	267,400

95	248,500	267,700
96	248,700	267,900
97	248,900	268,100
98	249,200	268,400
99	249,500	268,600
100	249,700	268,900
101	249,900	269,100
102	250,200	269,300
103	250,500	269,600
104	250,700	269,900
105	250,900	270,100
106		270,300
107		270,600
108		270,800
109		271,100
110		271,400
111		271,700
112		271,900
113		272,100
114		272,400
115		272,600
116		272,800
117		273,100
118		273,400
119		273,700
120		273,900
121		274,100
122		274,300

123		274,600
124		274,900
125		275,100
126		275,300
127		275,600
128		275,900
129		276,100
130		276,300
131		276,600
132		276,900
133		277,100
134		277,300
135		277,600
136		277,900
137		278,100

備考 条例第7条第3項の規定により計算して得た額が最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を条例第7条第3項の規定により計算して得た額とみなす。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3（第4条関係） 職種別基準表						別表第3（第4条関係） 職種別基準表					
職種	報酬表	基礎号給		上限		職種	報酬表	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給			職務の級	号給		
市長車等運転専門員	(2)	1	<u>1</u>	1	<u>5</u>	市長車等運転専門員	(2)	1	<u>13</u>	1	<u>21</u>

改正後						改正前					
保育所給食調理員兼用務員	(2)	1	<u>1</u>	1	<u>7</u>	保育所給食調理員兼用務員	(2)	1	<u>15</u>	1	<u>23</u>
こどもステーション保育士	略	略	略	略	略	こどもステーション保育士	略	略	略	略	略
一般パート（事務）	略	略	略	略	略	一般パート（事務）	略	略	略	略	略
女性活躍推進員	<u>(1)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>						
早朝・延長保育補助者（早朝夕方勤務）	略	略	略	略	略	早朝・延長保育補助者（早朝夕方勤務）	略	略	略	略	略
保育園巡回員	<u>(1)</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>9</u>						
給食調理員	(2)	1	<u>5</u>	1	<u>13</u>	給食調理員	(2)	1	<u>21</u>	1	<u>29</u>
給食調理補助員	(2)	1	<u>2</u>	1	<u>10</u>	給食調理補助員	(2)	1	<u>18</u>	1	<u>26</u>
給食調理員兼用務員	(2)	1	<u>2</u>	1	<u>10</u>	給食調理員兼用務員	(2)	1	<u>18</u>	1	<u>26</u>
年休対応給食調理員兼用務員	(2)	1	<u>4</u>	1	<u>12</u>	年休対応給食調理員兼用務員	(2)	1	<u>20</u>	1	<u>28</u>
学校用務員	(2)	1	<u>1</u>	1	<u>7</u>	学校用務員	(2)	1	<u>15</u>	1	<u>23</u>

改正後						改正前					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
放課後クラブ指導員（有資格）（早朝夕方勤務）	略	略	略	略	略	放課後クラブ指導員（有資格）（早朝）	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
放課後クラブ指導員（無資格）（早朝夕方勤務）	略	略	略	略	略	放課後クラブ指導員（無資格）（早朝）	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3中「子どもステーション保育士」を「こどもステーション保育士」に改める改正規定は、同年10月1日から施行する。

大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第14号

大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p> <p>第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合）<u>にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免</u></p>	<p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p> <p>第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合）<u>にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免</u></p>

改正後

許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分)の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数(次条第2項において「加算数」という。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

高校2卒		11
備考	略	

2 略

別表第2(第10条、第11条関係)

初任給基準表

ア 行政職給料表(1) 初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	採用試験	上級	大学卒	<u>1級31号給</u>
		中級	短大卒	<u>1級21号給</u>
		初級	高校卒	<u>1級11号給</u>
	その他		高校卒	<u>1級3号給</u>
消防	採用試験	上級	大学卒	<u>1級35号給</u>
		中級	短大卒	<u>1級25号給</u>

改正前

許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分)の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数(次条第2項において「加算数」という。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

高校2卒		11
	中学卒	<u>9</u>
備考	略	

2 略

別表第2(第10条、第11条関係)

初任給基準表

ア 行政職給料表(1) 初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	採用試験	上級	大学卒	<u>1級29号給</u>
		中級	短大卒	<u>1級19号給</u>
		初級	高校卒	<u>1級9号給</u>
	その他		中学卒	<u>1級1号給</u>
消防	採用試験	上級	大学卒	<u>1級33号給</u>
		中級	短大卒	<u>1級23号給</u>

改正後				
		初級	高校卒	1級15号給
	その他		高校卒	1級7号給

イ 行政職給料表(2) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能労務職	高校卒	1級3号給

別表第4 (第14条の2関係) 経験年数換算表

経歴	換算率
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	$\frac{100}{100}$
その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下

改正前				
		初級	高校卒	1級13号給
	その他		中学卒	1級5号給

イ 行政職給料表(2) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能労務職	中学卒	1級17号給

別表第4 (第14条の2関係) 経験年数換算表

経歴	換算率
地方公務員、国家公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	$\frac{100}{100}$
職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下 (部内の他の職員との均衡を著しく失

改正後			改正前		
					$\frac{100}{100}$ する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下)
			<u>民間における企業体、 団体等の職員としての 在職期間</u>	<u>職員としての職務に その経験が直接役立 つと認められる職務 に従事した期間</u>	$\frac{100}{100}$ 以下
				<u>その他の期間</u>	$\frac{80}{100}$ 以下
略		略	略		略
その他の期間	<u>職員としての職務に その経験が直接役立 つと認められる職務 に従事した期間</u>	$\frac{100}{100}$ 以下	その他の期間	<u>教育、医療に関する 職務等特殊の知識、 技術又は経験を必要 とする職務に従事し た期間で、その職務 についての経験が職 員としての職務に直 接役立つと認められ るもの</u>	$\frac{100}{100}$ 以下

改正後			改正前		
				技能、労務等の職務 に従事した期間で、 その職務についての 経験が職員としての 職務に役立つと認め られるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の 職員との均衡を著しく失 $\frac{80}{100}$ 以下） する場合は、
	略	略		略	略

備考

1. 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する

$\frac{80}{100}$ 換算率欄の率を $\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失す

る場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下) とする。

2. 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認めら

改正後

改正前

れる期間で市長が定めるものに対するこの表の適用については、同
区分に対応する換算率欄の率を市長が別に定める。

別表第5（第14条の2関係） 経験年数調整表

別表第5（第14条の2関係） 経験年数調整表

学歴区分 (甲)		学歴免許等の区分													
		基準学歴区分			学歴区分(乙)										
大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了(大学6卒後の)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒

学歴区分 (甲)		学歴免許等の区分														
		基準学歴区分			学歴区分(乙)											
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了(大学6卒後の)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒

改正後														改正前													
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	5年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	5年	年	年	年	年
備考 略														備考 略													

別表第7及び別表第7の2を次のように改める。

別表第7（第22条関係）

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表(1)

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	

15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	

43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		

71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					

99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ 行政職給料表(2)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1

26	6	13	1
27	7	14	1
28	8	14	1
29	9	15	1
30	10	15	2
31	11	16	3
32	12	16	4
33	13	17	5
34	14	18	6
35	15	19	7
36	16	20	8
37	17	21	9
38	18	22	10
39	19	23	11
40	20	24	12
41	21	25	13
42	22	26	14
43	23	27	15
44	24	28	16
45	25	29	17
46	26	29	18
47	27	30	19
48	28	30	20
49	29	31	21
50	30	31	22
51	31	32	23
52	32	32	24
53	33	33	25

54	34	34	26
55	35	35	27
56	36	36	28
57	37	37	29
58	38	38	30
59	39	39	31
60	40	40	32
61	41	41	33
62	42	42	34
63	43	43	35
64	44	44	36
65	45	45	37
66	45	45	38
67	45	46	39
68	46	46	40
69	46	47	41
70	46	47	42
71	47	48	43
72	47	48	44
73	47	49	45
74	48	49	46
75	48	49	47
76	48	50	48
77	49	50	49
78	49	50	50
79	49	51	51
80	50	51	52
81	50	51	53

82	50	52	54
83	51	52	55
84	51	52	56
85	51	53	57
86	52	53	57
87	52	53	58
88	52	54	58
89	52	54	59
90	52	54	59
91	53	55	60
92	53	55	60
93	53	55	61
94	53	56	61
95	53	56	62
96	54	56	62
97	54	57	63
98	54	57	63
99	54	57	64
100	54	58	64
101	55	58	65
102	55	58	66
103	55	59	67
104	55	59	68
105	55	59	69
106		60	69
107		60	70
108		60	70
109		61	71

110		61	71
111		61	72
112		61	72
113		62	72
114		62	72
115		62	72
116		62	72
117		63	72
118		63	72
119		63	72
120		63	72
121		63	72
122		63	72
123		63	72
124		63	72
125		63	72
126		63	72
127		63	72
128		63	72
129		63	72
130		63	
131		63	
132		63	
133		63	
134		63	
135		63	
136		63	
137		63	

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第7の2（第23条の2関係）

降格時号給対応表

ア 行政職給料表(1)

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		

21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			

49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				

77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						

105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 行政職給料表(2)

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32

5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	26	41
14	34	28	42
15	35	30	43
16	36	32	44
17	37	33	45
18	38	34	46
19	39	35	47
20	40	36	48
21	41	37	49
22	42	38	50
23	43	39	51
24	44	40	52
25	45	41	53
26	46	42	54
27	47	43	55
28	48	44	56
29	49	46	57
30	50	48	58
31	51	50	59
32	52	52	60

33	53	53	61
34	54	54	62
35	55	55	63
36	56	56	64
37	57	57	65
38	58	58	66
39	59	59	67
40	60	60	68
41	61	61	69
42	62	62	70
43	63	63	71
44	64	64	72
45	67	66	73
46	70	68	74
47	73	70	75
48	76	72	76
49	79	75	77
50	82	78	78
51	85	81	79
52	90	84	80
53	95	87	81
54	100	90	82
55	105	93	83
56	105	96	84
57	105	99	86
58	105	102	88
59	105	105	90
60	105	108	92

61	105	112	94
62	105	116	96
63	105	137	98
64	105	137	100
65	105	137	101
66	105	137	102
67	105	137	103
68	105	137	104
69	105	137	106
70	105	137	108
71	105	137	110
72	105	137	129
73	105	137	129
74	105	137	129
75	105	137	129
76	105	137	129
77	105	137	129
78	105	137	129
79	105	137	129
80	105	137	129
81	105	137	129
82	105	137	129
83	105	137	129
84	105	137	129
85	105	137	129
86	105	137	129
87	105	137	129
88	105	137	129

89	105	137	129
90	105	137	129
91	105	137	129
92	105	137	129
93	105	137	129
94	105	137	129
95	105	137	129
96	105	137	129
97	105	137	129
98	105	137	
99	105	137	
100	105	137	
101	105	137	
102	105	137	
103	105	137	
104	105	137	
105	105	137	
106	105	137	
107	105	137	
108	105	137	
109	105	137	
110	105	137	
111	105	137	
112	105	137	
113	105	137	
114	105	137	
115	105	137	
116	105	137	

117	105	137	
118	105	137	
119	105	137	
120	105	137	
121	105	137	
122	105	137	
123	105	137	
124	105	137	
125	105	137	
126	105	137	
127	105	137	
128	105	137	
129	105	137	
130	105		
131	105		
132	105		
133	105		
134	105		
135	105		
136	105		
137	105		

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

2 令和7年4月1日(この項において「切替日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の第22条又は第23条の2の規定を適用する。

大府市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第15号

大府市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の給与の支給等に関する規則（昭和45年大府市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 <u>新たに条例第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（第1号様式）により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p><u>3 任命権者が職員から第1項に規定する届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定し、その認定に係る事項を扶養親族簿に記載しなければならない。前項に規定す</u></p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 <u>条例第13条第1項の届出は、扶養親族届（第1号様式）によるものとする。</u></p> <p><u>2 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が職員から前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定し、その認定に係る事項を</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る場合においても、同様とする。</u></p> <p>4～8 略</p> <p>9 <u>扶養手当の支給は、職員が新たに条例第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p>10 <u>扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u></p> <p>（住居手当の支給）</p> <p>第7条の2 <u>条例第14条第1項第1号の市長が規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条第2項に規定する扶養親族をいう。以下</u></p>	<p>扶養親族簿に記載しなければならない。</p> <p>3～7 略</p> <p>（住居手当の支給）</p> <p>第7条の2 <u>条例第14条第1項第1号の市長が規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（<u>条例第12条に規定する扶養親族で条例第13条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事</u></u></p>

改正後	改正前
<p>この条において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している職員並びに<u>大府市消防職員住宅設置及び管理に関する規則(昭和51年大府市規則第2号)</u>に規定する職員住宅に居住している職員とする。</p>	<p>情にある者を含む。以下この条において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している職員とする。</p>
<p>第7条の4 条例第14条第1項第2号の市長が規則で定める職員は、<u>第15条の4第2項</u>に該当する職員で、<u>同項第3号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(<u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者</u>にあつては、当該適用)の直前の住宅であった住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>第7条の4 条例第14条第1項第2号の市長が規則で定める職員は、<u>第15条の4第3項</u>に該当する職員(<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>を除く。)で、<u>第15条の4第3項第3号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(<u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は第15条の4第1項に規定する者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員</u>となった者にあつては、当該適用)の直前の住宅であった住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>
<p>第7条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しな</u></p>	<p>第7条の5 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>い。</u></p> <p>第7条の6 任命権者は、職員から<u>前条第1項</u>の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第7条の8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する<u>要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第7条の5第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条の10 略</p> <p>2 <u>第6条第7項</u>ただし書及び<u>同条第8項</u>の規定は、前項の住居手当の支給について準用する。</p> <p>第11条 略</p>	<p>第7条の6 任命権者は、職員から<u>前条</u>の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第7条の8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する<u>要件を欠くに至った日</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第7条の5第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条の10 略</p> <p>2 <u>第6条第6項</u>ただし書及び<u>同条第7項</u>の規定は、前項の住居手当の支給について準用する。</p> <p>第11条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の3第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（<u>条例第15条第6項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>4 略</p> <p>第11条の3 条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）条例第15条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号に定める運賃等相当額及び同項第2号に定</p>	<p>2 略</p> <p>3 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（<u>条例第15条第5項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>4 略</p> <p>第11条の3 条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）条例第15条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号に定める運賃等相当額及び同項第2号に定</p>

改正後	改正前
<p>める額</p> <p>(2) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u>(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)</p> <p>同項第1号に定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>第12条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は<u>同項に定める期間</u>(以下この条、<u>第13条の2第2項第2号</u>及び第13条の5において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が大府市の休日を定める条例(平成元年大府市条例</u></p>	<p>める額(同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>1か月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)</u>が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>第12条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は<u>当該各号に定める期間</u>(以下この条及び第13条の5において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</p>

改正後	改正前
<p><u>第31号) 第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。) に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下次条から第13条の3までにおいて同じ。) をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>条例第15条第4項の市長が規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等(第11条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。)及び条例第15条第2項第2号に定める額(第11条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。)の合計額(第13条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第4項の市長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u></p>	<p>3 略</p> <p>4 <u>条例第15条第3項の市長が規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の市長が規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u></p> <p>(2) <u>職員が条例第15条第2項第1号に定める運賃等相当額及び同項第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける</u></p>

改正後	改正前
<p>第13条の2 <u>条例第15条第5項</u>の市長が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>条例第15条第5項</u>の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合</u> 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に<u>1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円</u>を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p> <p>(2) <u>1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合</u></p>	<p><u>当該通勤手当</u> <u>その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u></p> <p>第13条の2 <u>条例第15条第4項</u>の市長が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第4項</u>の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1か月当たりの運賃等相当額等（第11条の3第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合</u> 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に<u>1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円</u>を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p> <p>(2) <u>1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合</u> 次に</p>

改正後	改正前
<p><u>150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</u></p> <p>3 <u>条例第15条第5項</u>の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、<u>市長の定めるところにより</u>当該給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>第13条の3 <u>条例第15条第6項</u>に規定する市長が規則で定める期間は、次の各</p>	<p><u>掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合</u> <u>55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</u></p> <p>イ <u>第12条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合</u> <u>55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</u></p> <p>3 <u>条例第15条第4項</u>の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>第13条の3 <u>条例第15条第5項</u>に規定する市長が規則で定める期間は、次の各</p>
<p>第13条の3 <u>条例第15条第6項</u>に規定する市長が規則で定める期間は、次の各</p>	<p>第13条の3 <u>条例第15条第5項</u>に規定する市長が規則で定める期間は、次の各</p>

改正後	改正前
<p>号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(単身赴任手当の支給)</p> <p>第15条 条例第15条の2第1項の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第15条の4 条例第15条の2第3項の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、<u>第15条に規定するやむを得ない事情とする。</u></p> <p>2 条例第15条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署</p>	<p>号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(単身赴任手当の支給)</p> <p>第15条 条例第15条の2第1項及び第3項の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第15条の4 条例第15条の2第3項の<u>市長が規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>沖縄振興開発金融公庫に使用される者</u></p> <p>(2) <u>国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</u></p> <p>(3) <u>その他市長が前2号に掲げる者に準ずると認める者</u></p> <p>2 <u>条例第15条の2第3項の任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。</u></p> <p>3 条例第15条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署</p>

改正後	改正前
<p>の移転に伴い」とあるのを「<u>新たに給料表の適用を受ける職員</u>となったこと又は定年前再任用に伴い」と、「<u>第15条</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「<u>適用又は定年前再任用</u>」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p>	<p>の移転に伴い」とあるのを「<u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員</u>となったこと又は定年前再任用に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「<u>適用又は定年前再任用</u>」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p>
<p>(8) 略</p>	<p>(8) 略</p>
<p>第15条の6 略</p>	<p>第15条の6 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p>	
<p>第15条の7 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u></p>	<p>第15条の7 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第15条の8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又</p>	<p>第15条の8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又</p>

改正後	改正前
<p>は第3項に規定する要件を欠くに至った日 <u>(市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)</u> の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第15条の6第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第15条の6第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第15条の10 略</p>	<p>第15条の10 略</p>
<p>2 <u>第6条第7項</u>ただし書及び<u>同条第8項</u>の規定は、前項の単身赴任手当の支給について準用する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p>	<p>2 <u>第6条第6項</u>ただし書及び<u>同条第7項</u>の規定は、前項の単身赴任手当の支給について準用する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p>
<p>第17条の2 略</p>	<p>第17条の2 略</p>
<p>2 条例第19条の2第3項の市長が規則で定める勤務は、<u>同条第1項(育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第4項において同じ。)</u>の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>	<p>2 条例第19条の2第3項第1号の市長が規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 <u>次に掲げる場合には、条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u></p>	<p>4 <u>条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした同条第1項に規定する管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p>	
<p>(2) <u>条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u></p>	
<p>第18条 略</p>	<p>第18条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 <u>条例第20条4項</u>（条例第21条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表(1)の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として市長が規則で定めるものは、別表の職員欄に掲げる職員（行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）とする。</p>	<p>5 <u>条例第20条第5項</u>（条例第21条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表(1)の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として市長が規則で定めるものは、別表の職員欄に掲げる職員（行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）とする。</p>
<p>6 <u>条例第20条第4項</u>の市長が規則で定める職員の区分は、別表の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p>	<p>6 <u>条例第20条第5項</u>の市長が規則で定める職員の区分は、別表の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p>
<p>7～10 略</p>	<p>7～10 略</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>7 成績率は、<u>100分の135の割合の範囲内</u>で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。</p>	<p>7 成績率は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内</u>で、任命権者が市長の定めるところにより定めるものとする。</p>
	<p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の135</u></p>

改正後	改正前
	(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 100分の65</u>

第1号様式中「大府市職員の給与に関する条例第13条」を「大府市職員の給与の支給等に関する規則第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の大府市職員の給与の支給等に関する規則第6条第1項中「新たに条例」とあるのは、「新たに大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年大府市条例第9号）附則第4項の規定により読み替えられた給与条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、同条第9項中「新たに条例」とあるのは、「読替え後の条例」とする。

大府市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第16号

大府市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年大府市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給期間の特例の対象とならない事業)</p> <p>第14条 条例第10条第4項に規定する市長が規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）<u>第82条の5第1項</u>に規定する再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) 略</p>	<p>(受給期間の特例の対象とならない事業)</p> <p>第14条 条例第10条第4項に規定する市長が規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）<u>第82条の5第1項</u>に規定する就業手当又は<u>同令第82条の7第1項</u>に規定する再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第17号

大府市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の旅費の支給に関する規則（昭和47年大府市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(宿泊料の支給)</u></p> <p>第8条の2 <u>条例第16条第1項ただし書に規定する特別な事情がある場合は、</u> <u>現に支払った宿泊に要する費用の額が宿泊料の定額を超える場合であって、</u> <u>市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。</u></p> <p><u>(1) 特別職の職員が出席する会議において主催者から宿泊施設の指定が</u> <u>あり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。</u></p> <p><u>(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結</u> <u>果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。</u></p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>条例第3条第5項に規定する旅費 略</p>	<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>条例第3条第5項に規定する旅費 略</p>

改正後	改正前
条例第3条第6項に規定する旅費 略	条例第3条第6項に規定する旅費 略
条例第6条第11項に規定する死亡手当 略	条例第6条第11項に規定する死亡手当 略
条例第7条ただし書の規定に基づく旅費、条例第15条第2項に規定する日当及び条例第16条第2項に規定する宿泊料 略	条例第7条ただし書の規定に基づく旅費、条例第15条第2項に規定する日当及び条例第16条第2項に規定する宿泊料 略
条例第12条第1項第4号に規定する寝台料金 略	条例第12条第1項第4号に規定する寝台料金 略
条例第13条に規定する航空賃 略	条例第13条に規定する航空賃 略
<u>条例第16条第1項ただし書に規定する宿泊料</u> 略	
条例第17条に規定する食事料 略	条例第17条に規定する食事料 略
条例第20条に規定する旅費 略	条例第20条に規定する旅費 略
条例第21条第3項に規定する旅費 略	条例第21条第3項に規定する旅費 略
条例第22条に規定する旅費 略	条例第22条に規定する旅費 略
条例第23条第2項に規定する旅費 略	条例第23条第2項に規定する旅費 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第18号

大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>第97条 削除</u>	<u>(用品調達基金への振替)</u> <u>第97条 物品出納員が用品調達物品の払出しをしたときは、収支等命令者は、その代金を用品調達基金へ振り替える手続を行わなければならない。</u> <u>2 収支等命令者は、前項の規定による振替をするときは、支出負担行為決議兼公金振替命令書（第69号様式）を作成し、会計管理者等に送付しなければならない。</u> <u>3 会計管理者等は、前項の支出負担行為決議兼公金振替命令書に基づき、公金振替通知書（第70号様式）を指定金融機関に送付しなければならない。</u>

第65号様式を次のように改める。

相手方登録申請書

大府市会計管理者様

大府市予算決算会計規則第87条に基づき下記のとおり申請します。
また、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに申請書を提出します。
なお、記載内容を変更しない場合、毎年度引き続き申請のとおりお支払いください。

・太枠内をすべてご記入ください。

区分	新規	変更内容	・名称等が変更になる場合は、変更前の名称をご記入ください。
	変更		

検索用 カナ											
名称	フリガナ										
	(法人名)										
	フリガナ										
	(支店名)										
氏名	フリガナ										
	(役職名) 氏名										
住所	郵便番号			-							
	都道府県										
	市区町村										
	丁目番地										
情報	方書 (7桁→1名)										
	電話番号										

通知区分	要	種別	業者	医療機関	官公署	各種団体	その他法人	特定区分	一般
	不要		個人	金融機関	議員・委員	会計年度任用職員	職員		業者連携

会計課使用欄	入力	確認										
相手方 個別番号												
相手方 番号												
担当課										課(担当:)		
適用日										年 月 日		
申請日										年 月 日		

通常の支払先として、次の口座の登録又は変更を申請します。

・三菱UFJ銀行(大府市指定金融機関)の口座をお持ちの場合は、その口座を登録してくださるようご協力をお願いします。
・預金通帳の表紙の写しなど、口座情報が確認できる書類の添付をお願いします。

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 変更		変更前 の内容											
金融機関			<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所							
			<input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> その他							
口座	金融機関 コード				店番									
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金		<input type="checkbox"/> 当座預金		口座番号									
	<input type="checkbox"/> 貯蓄預金		<input type="checkbox"/> その他											
口座名義 (かぎで記入)														
枝番	摘要													

工事前払金の支払先として、次の口座の登録を申請します。

・工事前払金がある場合にのみご記入ください。

金融機関			<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所							
			<input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> その他							
口座	金融機関 コード				店番									
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金		<input type="checkbox"/> 当座預金		口座番号									
	<input type="checkbox"/> 貯蓄預金		<input type="checkbox"/> その他											
口座名義 (かぎで記入)														

第69号様式及び第70号様式を次のように改める。

第69号様式及び第70号様式 削除

第80号様式を次のように改める。

指定金融機関総合受払日報兼現金出納簿

年度

No. _____

会計名	前日残高	受入金額					支払金額					残高	小切手支払 未済資金
		一般受入	件数	公金振替	戻出	計	一般支払	公金振替	戻入	計			
一般会計													
特別会計													
合計													

金融機関別預金内訳表

金融機関名	前日繰越	受入金額	振替金額	支払金額	残高	備考
合計						

区分	残高
普通預金	
別段預金	
通知預金	
定期預金	
合計	

上記のとおり報告します。

年 月 日 大府市会計管理者 殿

大府市指定金融機関

(取扱金融機関名)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第19号

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則

大府市出納員等に関する規則（昭和46年大府市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
設置箇所	所掌事務	設置箇所	所掌事務
<u>文化交流課</u>	1～6 略 <u>7 ジュニア弦楽団団費等の収納に関すること。</u>	<u>文化スポーツ</u>	1～6 略
<u>スポーツ振興室</u>	<u>1 市民球場使用料の収納に関すること。</u>	<u>交流課</u>	<u>7 市民球場使用料の収納に関すること。</u>
<u>福祉まるごと相談室</u>	略	<u>福祉総合相談室</u>	略

改正後		改正前	
こども若者支援課	略	こども若者女性課	略
略	略	略	略
都市政策課	1～6 略 7 <u>宅地造成及び特定盛土等関係手数料の収納</u> に関すること。	都市政策課	1～6 略 7 <u>宅地造成等関係手数料の収納</u> に関すること。

別表第3（第5条関係）

(その1) 略

(その2)

使用印番号	領収印使用者	所属課等
7	<u>スポーツ振興室主査</u>	<u>スポーツ振興室</u>
18	館長	<u>福祉まるごと相談室</u> （ふれ愛サポートセンター）
56	館長	<u>文化交流課</u> （歴史民俗資料館）

別表第3（第5条関係）

(その1) 略

(その2)

使用印番号	領収印使用者	所属課等
7	<u>スポーツ推進係長</u>	<u>文化スポーツ交流課</u>
18	館長	<u>福祉総合相談室</u> （ふれ愛サポートセンター）
56	館長	<u>文化スポーツ交流課</u> （歴史民俗

改正後			改正前		
					資料館)
76	館長	<u>こども若者支援課</u> (大府 <u>こども</u> 幸齢者交流センター)	76	館長	<u>こども若者女性課</u> (大府 <u>児童老</u> 人福祉センター)
77	館長	<u>こども若者支援課</u> (北山 <u>こども</u> 幸齢者交流センター)	77	館長	<u>こども若者女性課</u> (北山 <u>児童老</u> 人福祉センター)
78	館長	<u>こども若者支援課</u> (共長 <u>こども</u> 交流センター)	78	館長	<u>こども若者女性課</u> (共長 <u>児童セ</u> ンター)
79	館長	<u>こども若者支援課</u> (吉田 <u>こども</u> 幸齢者交流センター)	79	館長	<u>こども若者女性課</u> (吉田 <u>児童老</u> 人福祉センター)
80	館長	<u>こども若者支援課</u> (神田 <u>こども</u> 幸齢者交流センター)	80	館長	<u>こども若者女性課</u> (神田 <u>児童老</u> 人福祉センター)
81	館長	<u>こども若者支援課</u> (石ヶ瀬 <u>こど</u> も幸齢者交流センター)	81	館長	<u>こども若者女性課</u> (石ヶ瀬 <u>児童</u> 老人福祉センター)
88	<u>こどもニュージェ</u> ネ係長	<u>こども若者支援課</u>	88	<u>こども支援係長</u>	<u>こども若者女性課</u>
略	略	略	略	略	略
90	文化振興係長	<u>文化交流課</u>	90	文化振興係長	<u>文化スポーツ交流課</u>

改正後	改正前

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1都市政策課の項の改正規定 令和7年5月9日

(2) 別表第3(その2)の改正規定(「児童老人福祉センター」を「こども幸齢者交流センター」に、「児童センター」を「こども交流センター」に改める部分に限る。) 令和7年10月1日

大府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第20号

大府市契約規則の一部を改正する規則

大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(履行遅延による違約金)</p> <p>第32条 契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、 第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数 に応じ未履行部分相当額 <u>(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金 額は、切り捨てる。)</u>に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率 <u>(第40条第1項において「遅延利息の率」という。)</u>を乗じて計算した 金額を違約金として納めさせなければならない。</p>	<p>(履行遅延による違約金)</p> <p>第32条 契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、 第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数 に応じ未履行部分相当額 <u>に対し、年14.6パーセントの割合により違約金 を納めさせなければならない。</u></p>
<p>(契約解除による精算)</p> <p>第40条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が、第37条の 規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日 から返還の日までの日数に応じ、当該前払金又は部分払金（1,000円未満</p>	<p>(契約解除による精算)</p> <p>第40条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が、第37条の 規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日 から返還の日までの日数に応じ、当該前払金又は部分払金（1,000円未満</p>

改正後	改正前																								
<p>の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に<u>遅延利息の率</u>を乗じて計算した金額に相当する利息を付して契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p>	<p>の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率</u>を乗じて計算した金額に相当する利息を付して契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p>																								
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>																								
<p>別表(第24条関係)</p>	<p>別表(第24条関係)</p>																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;"><u>200万円</u></td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>150万円</u></td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>100万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	2 財産の買入れ	<u>150万円</u>	3 物件の借入れ	<u>80万円</u>	4 財産の売払い	<u>50万円</u>	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;"><u>130万円</u></td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>40万円</u></td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	2 財産の買入れ	<u>80万円</u>	3 物件の借入れ	<u>40万円</u>	4 財産の売払い	<u>30万円</u>	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>
1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>																								
2 財産の買入れ	<u>150万円</u>																								
3 物件の借入れ	<u>80万円</u>																								
4 財産の売払い	<u>50万円</u>																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>																								
1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>																								
2 財産の買入れ	<u>80万円</u>																								
3 物件の借入れ	<u>40万円</u>																								
4 財産の売払い	<u>30万円</u>																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>																								

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第21号

大府市財産管理規則の一部を改正する規則

大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（物品の購入による取得）</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第2号様式の2）により、第22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。</p> <p>（1）～（20） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 基金（第41条・第42条）</u></p> <p>附則</p> <p>（物品の購入による取得）</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第2号様式の2）により、第22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。</p> <p>（1）～（20） 略</p>

改正後	改正前												
<p>(21) 歳出予算の備品購入費によって購入する物品のうち保育所、<u>こども交流センター</u>又は<u>こども幸齢者交流センター</u>の貸出用図書</p> <p>(22) 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、ふれ愛サポートセンター、<u>こども交流センター</u>、<u>こども幸齢者交流センター</u>又は<u>こどもステーション</u>の用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品</p> <p>(23) 略</p>	<p>(21) 歳出予算の備品購入費によって購入する物品のうち保育所、<u>児童センター</u>又は<u>児童老人福祉センター</u>の貸出用図書</p> <p>(22) 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、ふれ愛サポートセンター、<u>児童センター</u>、<u>児童老人福祉センター</u>又は<u>子どもステーション</u>の用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品</p> <p>(23) 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 基金</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(基金の運用状況調査の様式)</u></p> <p><u>第41条 法第241条第5項の規定により市長が毎会計年度議会に提出する基金の運用状況を示す書類の様式は、第9号様式のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(基金管理簿)</u></p> <p><u>第42条 市長は基金管理簿（第10号様式）を備え、貸付け及び回収の状況を記録し、基金の状況を適確に把握しなければならない。</u></p>												
<p>別表第2（第32条関係）</p> <p style="text-align: center;">備品分類表</p> <p>(1) 款</p> <table border="1" data-bbox="219 1257 1077 1437"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 1257 392 1321">款</th> <th data-bbox="392 1257 1077 1321">款名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1321 392 1385"></td> <td data-bbox="392 1321 1077 1385"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1385 392 1437">11</td> <td data-bbox="392 1385 1077 1437">秘書室</td> </tr> </tbody> </table>	款	款名称			11	秘書室	<p>別表第2（第32条関係）</p> <p style="text-align: center;">備品分類表</p> <p>(1) 款</p> <table border="1" data-bbox="1180 1257 2038 1437"> <thead> <tr> <th data-bbox="1180 1257 1352 1321">款</th> <th data-bbox="1352 1257 2038 1321">款名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1180 1321 1352 1385"></td> <td data-bbox="1352 1321 2038 1385"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 1385 1352 1437">11</td> <td data-bbox="1352 1385 2038 1437">秘書人事課</td> </tr> </tbody> </table>	款	款名称			11	秘書人事課
款	款名称												
11	秘書室												
款	款名称												
11	秘書人事課												

改正後		改正前	
12	人事政策課		
13	財務政策課	13	法務財政課
14	企画広報戦略課	14	企画広報戦略課
15	政策法務推進室		
38	文化交流課	38	文化スポーツ交流課
39	スポーツ振興室		
40	福祉まるごと相談室	40	福祉総合相談室
41	地域福祉課	41	地域福祉課
42	こども若者支援課	42	こども若者女性課
46	幼児教育保育課	46	幼児教育保育課
47	健康未来拠点整備室		
48	女性活躍推進室		
102	神田こども幸齢者交流センター北崎分館	102	神田児童老人福祉センター北崎分館
103	北山幸齢者交流センター	103	北山老人憩の家
125	大府こども幸齢者交流センター	125	大府児童老人福祉センター

改正後			改正前		
126	<u>北山こども交流センター</u>		126	<u>北山児童センター</u>	
127	<u>共長こども交流センター</u>		127	<u>共長児童センター</u>	
128	<u>神田こども幸齢者交流センター</u>		128	<u>神田児童老人福祉センター</u>	
129	<u>東山こども幸齢者交流センター</u>		129	<u>東山児童老人福祉センター</u>	
130	<u>吉田こども幸齢者交流センター</u>		130	<u>吉田児童老人福祉センター</u>	
131	<u>共和西こども幸齢者交流センター</u>		131	<u>共和西児童老人福祉センター</u>	
132	<u>石ヶ瀬こども幸齢者交流センター</u>		132	<u>石ヶ瀬児童老人福祉センター</u>	
133	<u>こどもステーション</u>		133	<u>子どもステーション</u>	
(2) 略			(2) 略		

第3号様式その2を削り、第3号様式その3を第3号様式その2とする。

第9号様式、第10号様式その1及び第10号様式その2を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条の2第2項の改正規定並びに別表第2(1)の102の項、103の項及び125の項から133の項までの改正規定は、同年10月1日から施行する。

大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第22号

大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和62年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大府市<u>こども幸齢者交流センター</u>等の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市<u>こども幸齢者交流センター</u>等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第1条の2 <u>こども幸齢者交流センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>こども交流センター</u>は、前項に規定する事業のうち第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行う。</p> <p>(利用対象者)</p>	<p>大府市<u>児童老人福祉センター</u>等の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市<u>児童老人福祉センター</u>等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第1条の2 <u>児童老人福祉センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>児童センター</u>は、前項に規定する事業のうち第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行う。</p> <p>(利用対象者)</p>

改正後	改正前
<p>第2条 <u>こども幸齢者交流センター</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>こども交流センター</u>を利用できる者は、前項に規定する者のうち第1号又は第3号に該当するものとする。</p> <p>(利用時間)</p>	<p>第2条 <u>児童老人福祉センター</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>児童センター</u>を利用できる者は、前項に規定する者のうち第1号又は第3号に該当するものとする。</p> <p>(利用時間)</p>
<p>第3条 <u>こども幸齢者交流センター</u>及び<u>こども交流センター</u>（以下「センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の手続)</p>	<p>第3条 <u>児童老人福祉センター</u>及び<u>児童センター</u>（以下「センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の手続)</p>
<p>第5条 条例第5条第1項の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者は、個人にあつては利用の際に<u>こども（幸齢者）交流センター</u>利用簿により申し込み、団体にあつては<u>こども（幸齢者）交流センター</u>利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を利用しようとする日の7日前までに市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、<u>こども（幸齢者）交流センター</u>利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。</p>	<p>第5条 条例第5条第1項の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者は、個人にあつては利用の際に<u>児童（老人福祉）センター</u>利用簿により申し込み、団体にあつては<u>児童（老人福祉）センター</u>利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を利用しようとする日の7日前までに市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、<u>児童（老人福祉）センター</u>利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。</p>

改正後	改正前																										
<p>3 略</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、<u>こども（幸齢者）交流センター</u>指定管理者指定申請書（第3号様式）を市長に提出することにより行うものとする。</p>	<p>3 略</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、<u>児童（老人福祉）センター</u>指定管理者指定申請書（第3号様式）を市長に提出することにより行うものとする。</p>																										
<p>2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p>	<p>2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 647 853 711">名称</th> <th data-bbox="853 647 1104 711">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 711 853 775">大府市立大府こども幸齢者交流センター</td> <td data-bbox="853 711 1104 775" rowspan="5">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 775 853 839">大府市立神田こども幸齢者交流センター北崎分館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 839 853 903">大府市立東山こども幸齢者交流センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 903 853 967">大府市立共和西こども幸齢者交流センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 967 853 1031">大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1031 853 1094">大府市立神田こども幸齢者交流センター</td> <td data-bbox="853 1031 1104 1094" rowspan="4">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1094 853 1158">大府市立吉田こども幸齢者交流センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1158 853 1222">大府市立北山こども幸齢者交流センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1222 853 1262">大府市立共長こども交流センター</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	大府市立大府こども幸齢者交流センター	略	大府市立神田こども幸齢者交流センター北崎分館	大府市立東山こども幸齢者交流センター	大府市立共和西こども幸齢者交流センター	大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター	大府市立神田こども幸齢者交流センター	略	大府市立吉田こども幸齢者交流センター	大府市立北山こども幸齢者交流センター	大府市立共長こども交流センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 647 1821 711">名称</th> <th data-bbox="1821 647 2072 711">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 711 1821 775">大府市立大府児童老人福祉センター</td> <td data-bbox="1821 711 2072 775" rowspan="5">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 775 1821 839">大府市立神田児童老人福祉センター北崎分館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 839 1821 903">大府市立東山児童老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 903 1821 967">大府市立共和西児童老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 967 1821 1031">大府市立石ヶ瀬児童老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1031 1821 1094">大府市立神田児童老人福祉センター</td> <td data-bbox="1821 1031 2072 1094" rowspan="4">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1094 1821 1158">大府市立吉田児童老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1158 1821 1222">大府市立北山児童老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1222 1821 1262">大府市立共長児童センター</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日	大府市立大府児童老人福祉センター	略	大府市立神田児童老人福祉センター北崎分館	大府市立東山児童老人福祉センター	大府市立共和西児童老人福祉センター	大府市立石ヶ瀬児童老人福祉センター	大府市立神田児童老人福祉センター	略	大府市立吉田児童老人福祉センター	大府市立北山児童老人福祉センター	大府市立共長児童センター
名称	休館日																										
大府市立大府こども幸齢者交流センター	略																										
大府市立神田こども幸齢者交流センター北崎分館																											
大府市立東山こども幸齢者交流センター																											
大府市立共和西こども幸齢者交流センター																											
大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター																											
大府市立神田こども幸齢者交流センター	略																										
大府市立吉田こども幸齢者交流センター																											
大府市立北山こども幸齢者交流センター																											
大府市立共長こども交流センター																											
名称	休館日																										
大府市立大府児童老人福祉センター	略																										
大府市立神田児童老人福祉センター北崎分館																											
大府市立東山児童老人福祉センター																											
大府市立共和西児童老人福祉センター																											
大府市立石ヶ瀬児童老人福祉センター																											
大府市立神田児童老人福祉センター	略																										
大府市立吉田児童老人福祉センター																											
大府市立北山児童老人福祉センター																											
大府市立共長児童センター																											

第1号様式及び第2号様式中「児童（老人福祉）センター」を「こども（幸齢者）交流センター」に改める。

第3号様式中「児童（老人福祉）センター」を「こども（幸齢者）交流センター」に、「児童老人福祉センター」を「こども幸齢者交流センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、改正後の大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付されている利用許可書は、新規則の規定に基づき交付された利用許可書とみなす。

大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第23号

大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大府市 <u>子どもステーション</u> の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、大府市 <u>子どもステーション</u> の設置及び管理に関する条例 (平成15年大府市条例第3号)第5条の規定に基づき、必要な事項を定める ものとする。 (事業) 第2条 大府市 <u>子どもステーション</u> （以下「ステーション」という。）は、次 に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略	大府市 <u>子どもステーション</u> の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、大府市 <u>子どもステーション</u> の設置及び管理に関する条例 (平成15年大府市条例第3号)第5条の規定に基づき、必要な事項を定める ものとする。 (事業) 第2条 大府市 <u>子どもステーション</u> （以下「ステーション」という。）は、次 に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

大府市児童老人福祉センター等運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第24号

大府市児童老人福祉センター等運営委員会規則の一部を改正する規則

大府市児童老人福祉センター等運営委員会規則（平成26年大府市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大府市<u>こども幸齢者交流センター</u>等運営委員会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市<u>こども幸齢者交流センター</u>等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）第4条第2項の規定に基づき、大府市<u>こども幸齢者交流センター</u>等運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>こども幸齢者交流センター</u>及び<u>こども交流センター</u>（以下「センター」という。）の運営方針に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(会議)</p>	<p>大府市<u>児童老人福祉センター</u>等運営委員会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市<u>児童老人福祉センター</u>等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）第4条第2項の規定に基づき、大府市<u>児童老人福祉センター</u>等運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>児童老人福祉センター</u>及び<u>児童センター</u>（以下「センター」という。）の運営方針に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(会議)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p><u>(こども部会)</u></p> <p>第6条 <u>委員会は、センターの運営方針及び利用に関しこどもの意見を聴くために、こども部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 こども部会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第6条を第7条とし、第5条の次に1条を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第25号

大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則の一部を改正する規則

大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則（昭和59年大府市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「障害者医療・老人医療」を「障がい者医療・後期高齢者福祉医療」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第26号

大府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

大府市老人福祉法施行細則（昭和62年大府市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所長は、<u>高齢者</u>の福祉に関する相談に応じたときは、相談の概要を面接記録票（第6号様式）により明らかにしておかなければならない。</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所長は、<u>老人</u>の福祉に関する相談に応じたときは、相談の概要を面接記録票（第6号様式）により明らかにしておかなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第27号

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市国民健康保険税条例施行規則（昭和51年大府市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険税の減免)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第24条の3第2項の規定による減免は、同項各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下この項において「旧被扶養者」という。）に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票又は旧被扶養者異動連絡票を添付して、納税義務者が次の表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は申請のあった日以降に到来する納期に係る納付額のうち、それぞれ同表の左欄に掲げる額の合計額を減免する。</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第24条の3第2項の規定による減免は、同項各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下この項において「旧被扶養者」という。）に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票又は旧被扶養者異動連絡票を添付して、納税義務者が次の表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は申請のあった日以降に到来する納期に係る納付額のうち、それぞれ同表の左欄に掲げる額の合計額を減免する。</p>

改正後				改正前					
減免する額			減免申請期限	減免する額			減免申請期限		
1	略			資格取得日から30日を経過した日	1	略			資格取得日から30日を経過した日
2	旧被扶養者に係る被保険者均等割額のうち、次の区分に応じた額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第1号又は第2号に規定する減額に該当する世帯である場合を除く。）			資格取得日から30日を経過した日	2	旧被扶養者に係る被保険者均等割額のうち、次の区分に応じた額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第1号又は第2号に規定する減額に該当する世帯である場合を除く。）			資格取得日から30日を経過した日
	区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額			区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	
	条例第23条に規定する減額に該当しない世帯に属する被扶養者	<u>14,750円</u>	<u>5,500円</u>			条例第23条に規定する減額に該当しない世帯に属する被扶養者	<u>12,950円</u>	<u>5,000円</u>	
	条例第23条第3号に規定する減額に該当する世帯に属する被扶養者	<u>8,850円</u>	<u>3,300円</u>			条例第23条第3号に規定する減額に該当する世帯に属する被扶養者	<u>7,770円</u>	<u>3,000円</u>	
3	略				3	略			
4	略			4	略				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村秀人

大府市規則第28号

大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則（令和元年大府市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(他の法令で定める土地の埋立て等) 第3条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和36年法律第191号） <u>第12条第1項</u> の規定による許可を要する行為 (7)～(14) 略 別表第2（第7条関係） 埋立て等技術上の基準 1～4 略 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> <u>施行令</u> （昭和37年政令第16号） <u>第8条から第12条までの規定に適合すること。</u>	(他の法令で定める土地の埋立て等) 第3条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号） <u>第8条第1項</u> の規定による許可を要する行為 (7)～(14) 略 別表第2（第7条関係） 埋立て等技術上の基準 1～4 略 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、 <u>宅地造成等規制法施行令</u> （昭和37年政令第16号） <u>第6条から第10条までの規定に適合すること。</u>

改正後	改正前
6～10 略	6～10 略

附 則

この規則は、令和7年5月9日から施行する。

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第29号

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成7年大府市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

地域・管理団体等名簿

No.	氏名	住所	部屋番号等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第30号

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年大府市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(優先的に選考して入居させることができる要件等)</p> <p>第4条 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 890 1066 1038"><tr><td data-bbox="210 938 423 1000">高齢者</td><td data-bbox="427 938 1066 1000">65歳以上の者であること。</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(子育て世帯向け住宅の入居期間の延長)</p> <p>第23条の3 条例第42条の3第8項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第42条の3第7項に規定する再入居の要件(条例第6条第2号に</p>	高齢者	65歳以上の者であること。	<p>(優先的に選考して入居させることができる要件等)</p> <p>第4条 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 890 2029 1038"><tr><td data-bbox="1173 938 1386 1000">老人</td><td data-bbox="1391 938 2029 1000">65歳以上の者であること。</td></tr></table> <p>2 略</p> <p>(子育て世帯向け住宅の入居期間の延長)</p> <p>第23条の3 条例第42条の3第8項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第42条の3第7項に規定する再入居の要件(条例第6条第3号に</p>	老人	65歳以上の者であること。
高齢者	65歳以上の者であること。				
老人	65歳以上の者であること。				

改正後	改正前
<p>係るものを除く。)を満たす場合であって、翌年の収入の額が同号に掲げる額を下回ることが見込まれるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>係るものを除く。)を満たす場合であって、翌年の収入の額が同号に掲げる額を下回ることが見込まれるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

第3号様式中 「 条例第6条第6号 適・否 」 を 「 条例第6条第4号 適・否 」 に改める。

第21号様式中 「、老年者(65歳)」を削り、「、老年者又は」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第31号

大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年大府市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入居の申込み) 第2条 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、特定公共賃貸住宅入居申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 <u>(2)～(4)</u> 略 2 略 (入居者の選定の特例) 第3条 条例第9条の規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 略	(入居の申込み) 第2条 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、特定公共賃貸住宅入居申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 <u>(2) 市外在住者にあつては、勤務先の在勤証明書</u> <u>(3)～(5)</u> 略 2 略 (入居者の選定の特例) 第3条 条例第9条の規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) 略

改正後	改正前
(3) 入居者又は同居親族等に心身障がい者がある者	(3) 入居者又は同居親族等に心身障害者がある者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第32号

大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大府市建築基準法施行細則（平成19年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期検査の報告時期)</p> <p>第3条 法第12条第3項の規定による報告の時期として省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、毎年、政令第16条第3項第1号に規定する昇降機（以下「昇降機」という。）を<u>政令第148条第1項第1号に掲げる建築物</u>に設けた者が、当該建築物に係る法第7条第5項又は法第7条の2第5項前段の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の前月の初日から末日までとする。</p>	<p>(定期検査の報告時期)</p> <p>第3条 法第12条第3項の規定による報告の時期として省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、毎年、政令第16条第3項第1号に規定する昇降機（以下「昇降機」という。）を<u>法第6条第1項第4号に規定する建築物</u>に設けた者が、当該建築物に係る法第7条第5項又は法第7条の2第5項前段の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の前月の初日から末日までとする。</p>
<p>(昇降機の設置の報告)</p> <p>第4条 昇降機を<u>政令第148条第1項第1号に掲げる建築物</u>に設けようとする者は、当該建築物に係る法第6条第1項の規定による確認の申請と同時に又は法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとするときに、その概要を昇降機設置概要書（第1号様式又は第2号様式）により市長に報告しなけれ</p>	<p>(昇降機の設置の報告)</p> <p>第4条 昇降機を<u>法第6条第1項第4号に規定する建築物</u>に設けようとする者は、当該建築物に係る法第6条第1項の規定による確認の申請と同時に又は法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとするときに、その概要を昇降機設置概要書（第1号様式又は第2号様式）により市長に報告しなけれ</p>

改正後	改正前
<p>ばならない。</p> <p>(工事取りやめの報告)</p> <p>第6条 建築主又は築造主は、法第6条第1項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、<u>建築設備</u>又は工作物の工事を取りやめた場合においては、その旨を工事取りやめ報告書(第5号様式)により建築主事に報告しなければならない。</p> <p>(申請書等記載事項の変更)</p> <p>第11条 法第6条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、次に掲げる書類の記載事項に変更があった場合においては、その変更の日から5日以内に、確認済証とともに申請書等記載事項変更届(第10号様式)に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、建築主事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省令別記第3号様式の建築計画概要書(第3面を除く。)</p> <p>(2) <u>省令別記第8号様式</u>による申請書の第2面</p> <p>(3) <u>省令別記第10号様式</u>による申請書の第2面</p> <p>2 法第77条の21に規定する指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、<u>建築設備</u>又は<u>工作物</u>について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、<u>省令第3条</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>(工事取りやめの報告)</p> <p>第6条 建築主又は築造主は、法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめた場合においては、その旨を工事取りやめ報告書(第5号様式)により建築主事に報告しなければならない。</p> <p>(申請書等記載事項の変更)</p> <p>第11条 法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、次に掲げる書類の記載事項に変更があった場合においては、その変更の日から5日以内に、確認済証とともに申請書等記載事項変更届(第10号様式)に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、建築主事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省令別記第3号様式の建築計画概要書(第3面を除く。)</p> <p>(2) <u>省令別記第10号様式</u>による申請書の第2面</p> <p>2 法第77条の21に規定する指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、<u>省令第3条の5第3項第1号イ又はハ</u>に定める書類</p>

改正後	改正前
<p><u>の5第3項第1号イからハまでに定める書類の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更届（第11号様式）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 前2項の規定は、同項に規定する変更について、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、適用しない。</p> <p>（計画通知への準用）</p> <p>第14条 第2条及び第12条の規定は、法第18条第2項（<u>法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく計画通知に準用する。</p> <p><u>2 第5条第2項の規定は、法第18条第20項の規定に基づき完了通知（法第18条第2項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。</u></p> <p><u>3 第5条第4項の規定は、法第18条第4項の規定に基づき計画通知をしようとする場合に準用する。</u></p> <p><u>4 第6条並びに第11条第1項及び第3項の規定は、法第18条第3項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があつた場合に準用する。この場合において、第11条第1項第2号中「別記第8号様式による申請書」とあるのは「別記第42号の7様式による計画通知書」と、同項第3号中「別記第10号様式による申請書」とある</u></p>	<p>の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更届（第11号様式）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、同項に規定する変更について、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、適用しない。</p> <p>（計画通知への準用）</p> <p>第14条 第2条及び第12条の規定は、法第18条第2項（<u>法第88条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく計画通知に準用する。</p> <p><u>2 第5条第2項、第6条及び第11条の規定は、法第18条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があつた場合に準用する。この場合において、第11条第1項第2号中「別記第10号様式による申請書」とあるのは「別記第42号の9様式による計画通知書」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>のは「別記第42号の9様式による計画通知書」と読み替えるものとする。</p> <p><u>5 第11条第2項及び第3項の規定は、法第18条第4項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「省令第3条の5第3項第1号イからハまで」とあるのは「省令第8条の2第7項第1号イからハまで」と読み替えるものとする。</u></p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第33号

大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の一部を改正する規則

大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則（昭和52年大府市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）			
冬帽	略	略	冬帽	略	略	
	製式	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、黒色とする。 顎ひもの両端は、帽の両端において金色金属製消防章各1個でとめる。 形状は、図のとおりとする。		製式	男 性	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、黒色とする。 顎ひもの両端は、帽の両端において金色金属製消防章各1個でとめる。 形状は、図のとおりとする。
	略	略		女 性	<u>円形つば型とし、帽のまわりに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。</u> 形状は、図のとおりとする。	
略	略	略	略	略		

改正後			改正前			
	周章	帽の腰まわりには、黒色のなな子織を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には、蛇腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。		周章	<u>男性については</u> 、帽の腰まわりには、黒色のなな子織を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には、蛇腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
夏帽	略	略	夏帽	略	略	
	製式	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、地質と類似色の革製とする。 顎ひもの両端は、帽の両端において金色金属製消防章各1個でとめる。 天井の内側には、汚損よけをつける。 腰は、藤づるあみとし、すべり革には、所要の通風口をつける。 形状は、冬帽と同様とする。		製式	男	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、地質と類似色の革製とする。 顎ひもの両端は、帽の両端において金色金属製消防章各1個でとめる。 天井の内側には、汚損よけをつける。 腰は、藤づるあみとし、すべり革には、所要の通風口をつける。 形状は、冬帽と同様とする。
					女	<u>冬帽と同様とする。</u>
	略	略		略	略	
周章	帽のまわりに、地質と類似色のなな子織を	周章	<u>男性については</u> 、帽のまわりに、地質と類			

改正後				改正前			
			巻くものとする。				似色のなな子織を巻くものとする。
冬服	上 衣	略	略	上 衣	略	略	略
		製式	前面			折襟、胸部は二重とし、消防章をつけた金色金属製ボタン各3個を2行につける。前面の左に2個、右に1個のポケットをつけ、下部左右のポケットには蓋をつける。形状は、図のとおりとする。	
					女性	打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。	
					襟章	左襟に、市を表徴するバッチ1個をつける。	
ズボン	ズ	略	略	下 衣	略	略	略
	ボ ン	製式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットをつける。形状は、図のとおりとする。		製式	男性	
						女性	長ズボン及びキュロットスカートとする。形状は、図のとおりとする。

改正後			改正前					
夏服	上 衣	略	略	上 衣	略			
		製式	前面		台襟付きレギュラーカラーの半袖とする。 地質と類似色のボタン6個を1行につける。 ポケットは、胸部左右に各1個として、蓋をつけマジックテープでとめる。 形状は、図のとおりとする。	前面	男性	台襟付きレギュラーカラーの半袖とする。 地質と類似色のボタン6個を1行につける。 ポケットは、胸部左右に各1個として、蓋をつけマジックテープでとめる。 形状は、図のとおりとする。
			肩章		略		女性	<u>打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。</u>
	ズボン	略	略	ズボン	略			
略	略	略	略	略	略			
夏服	上 衣	製式	前面	男性	台襟付きレギュラーカラーの半袖とする。 地質と類似色のボタン6個を1行につける。 ポケットは、胸部左右に各1個として、蓋をつけマジックテープでとめる。 形状は、図のとおりとする。			
			女性	<u>打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。</u>				
		肩章	略	肩章	略			
	襟章	左襟に、市を表徴するバッチ1個をつける。	襟章	左襟に、市を表徴するバッチ1個をつける。				
下 衣	略	略	下 衣	略	略			
	製式	男性		長ズボンとし、両もも及び左右後方に各1個のポケットをつける。 形状は図のとおりとする。	製式	男性	長ズボンとし、両もも及び左右後方に各1個のポケットをつける。 形状は図のとおりとする。	
		女性		<u>冬服下衣と同様とする。</u>		女性	<u>冬服下衣と同様とする。</u>	
略	略	略	略	略	略			

改正後				改正前			
	略		略		略		略
活動服	上 衣	略	略	活動服	上 衣	略	略
		製式	<p>長袖とし、襟、肩及び背面上部にオレンジ色を配し、背面上部に消防本部名を表示する。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>			<p>長袖とし、襟、肩及び背面上部にオレンジ色を配し、背面上部に消防本部名を表示する。</p> <p><u>胸部左のポケット上部に、消防本部名及び名字を金色糸で刺しゅうする。</u></p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>	
	略	略	略	略	略	略	
救急服	上 衣	略	略	冬救急服	上 衣	略	略
		色又は地質	<p><u>灰色の難燃トロピカルとし、襟、肩及び背面上部に紺色を配する。</u></p>			<p><u>明るい青みの灰色で、表面はポリエステルを、裏面はポリエステルと綿との混紡糸を使用したピッケ</u></p>	
	製式	<p><u>立襟式の長袖とし、前中心はファスナーで留める。胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットをつけ、胸部左右のポケットはファスナー式開閉とする。</u></p> <p><u>胸部左のポケット上部に、マジックテープ着脱式による名札を付ける。</u></p>		製式	<p><u>台襟付きシャツカラーの長袖とし、ウェストラインにタックをいれる。</u></p> <p><u>比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットをつけ、胸部左右のポケットには蓋をつける。</u></p> <p><u>襟に、ポリエステルと綿との混紡糸を使用</u></p>		

改正後			改正前		
		形状は、図のとおりとする。			<p><u>した白色のブロードの替襟をつける。</u></p> <p><u>胸部左のポケット上部に、地質と同じ台地に消防本部名を濃い灰色系で刺しゅうした刺しゅうネームを縫いつける。</u></p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>
	背面	<u>背面上部の紺色部分に消防本部名を表示する。</u>		肩章	<u>外側の端を肩の縫目に縫い込み、白色の反射テープの肩章カバーを差し込むとともに、襟側を地質と類似色のボタン1個でとめる。</u>
	肩章	<u>外側の端を肩の縫目に縫い込むとともに、襟側は縫い止めとする。</u>		略	略
	略	略		略	略
ズボン	色又は地質	<u>灰色の難燃トロピカル</u>	ズボン	色又は地質	<u>暗い灰色でポリエステルと羊毛との混紡糸を使用したサクソニー</u>
ズボン	製式	<u>タックを入れた長ズボンとし、両もも、両もも側部及び左右後方に各1個のポケットをつける。両もも側部のポケットはファスナー式開閉とする。</u> 形状は、図のとおりとする。	ズボン	製式	<u>長めのタックを入れた長ズボンとし、両もも及び左右後方に各1個のポケットをつける。</u> <u>左右後方のポケットはボックスプリーツ上切替え仕立てとする。</u>

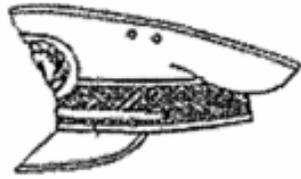
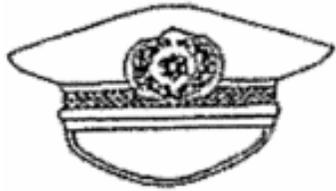
改正後			改正前			
					形状は、図のとおりとする。	
			盛夏救急服	上	色又は地質	明るい黄みの灰色で、ポリエステルを使用したピンホールトロピカル
				衣	製式	長袖とし、その他は、冬救急服上衣と同様とする。 形状は、図のとおりとし、 <u>図中二重斜線部分は、スリット空き、背裏メッシュ仕立てとする。</u>
				ズ	色又は地質	暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用した霜降りトロピカル
				ボ	製式	冬救急服ズボンと同様とする。
				ン		
階級章		略	階級章		略	
			バッグ		黒色合成皮革のショルダーバッグとする。 (女性に限る。)	

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

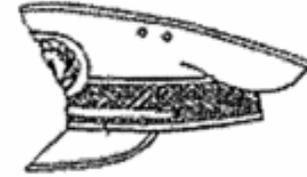
改正後

冬帽



改正前

冬帽 (男性)



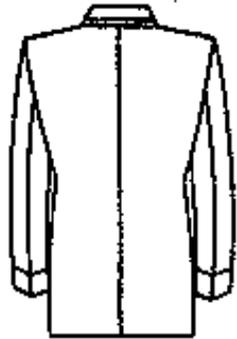
冬帽 (女性)



改正後

冬 服

後 面



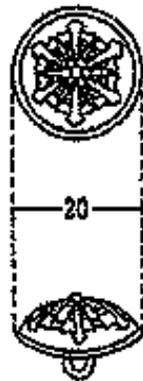
前 面



ズ ボ ン



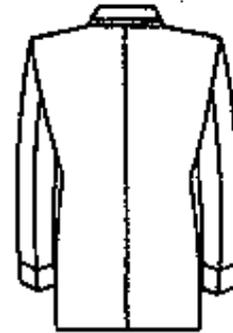
ボ タ ン



改正前

冬 服

後 面



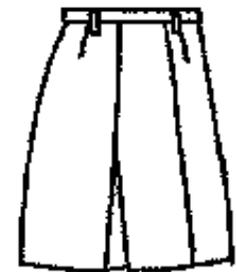
前 面



ズ ボ ン



キュロットスカート



改正後

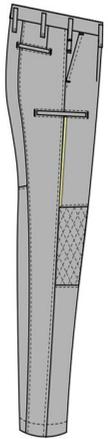
改正前

救急服

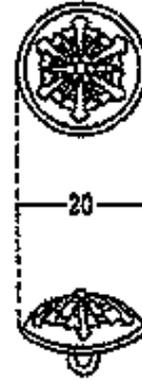
ズボン

後面

前面



ボタン

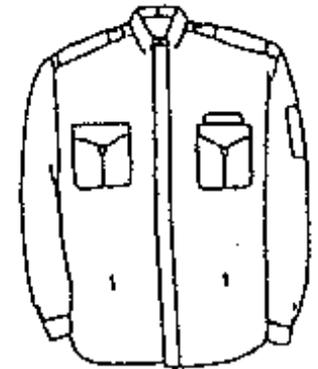
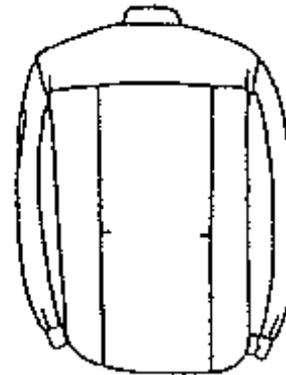


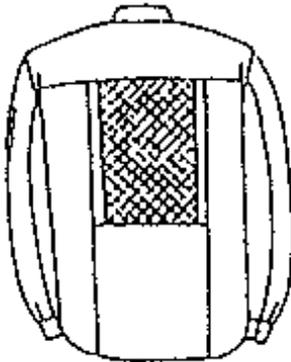
冬救急服

ズボン

後面

前面



改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>盛夏救急服</u></p> <p style="text-align: center;">後 面 前 面</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の規定に基づき作成されている冬救急服及び盛夏救急服は、改正後の大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市消防職員手帳規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第34号

大府市消防職員手帳規則の一部を改正する規則

大府市消防職員手帳規則（昭和45年大府市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

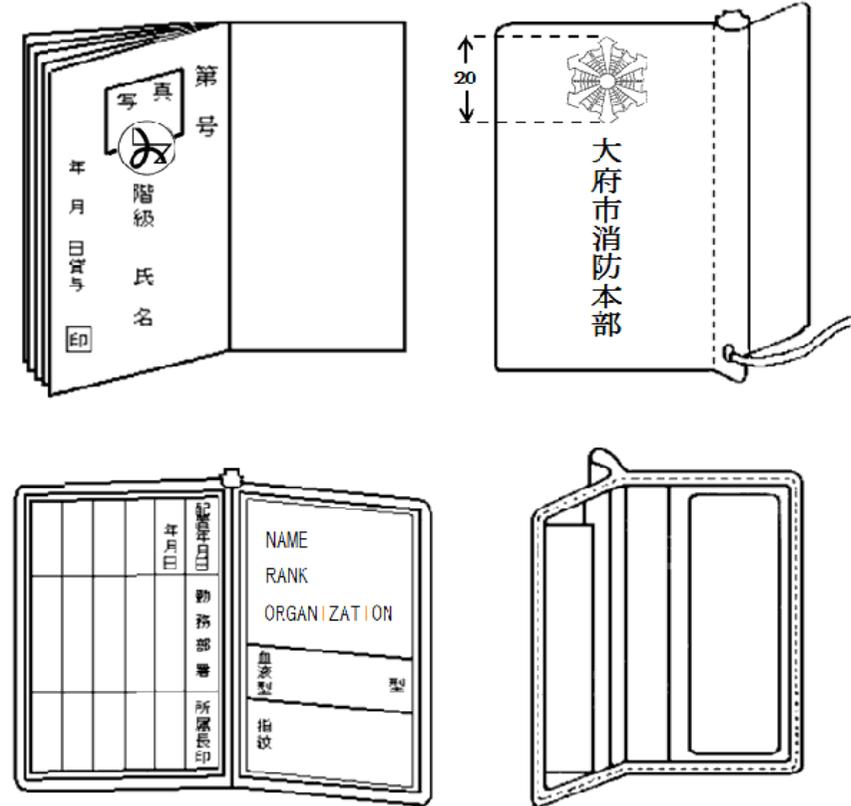
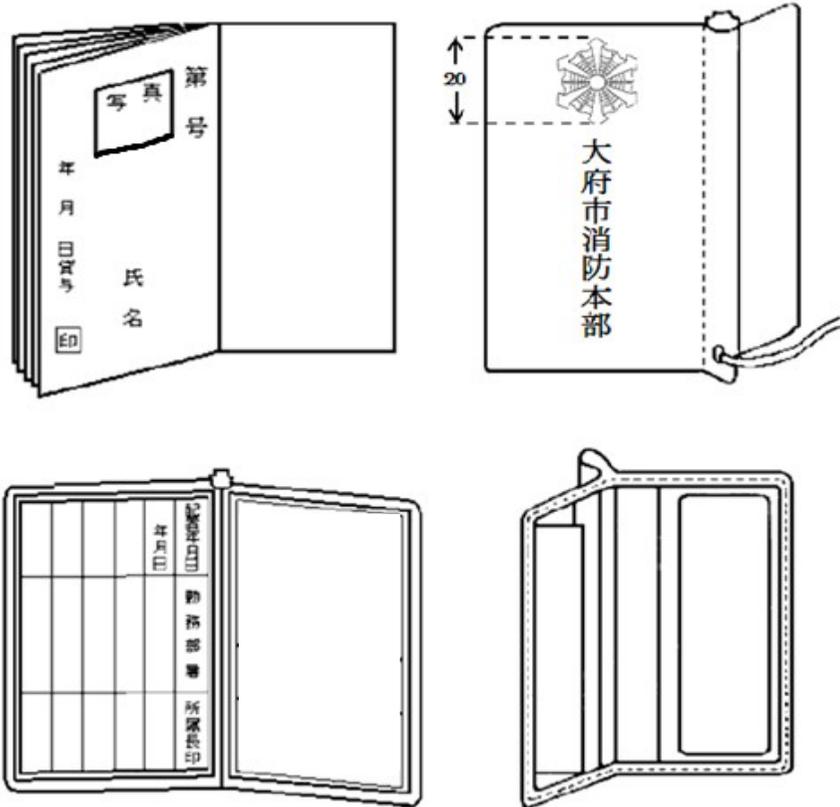
改正後	改正前
<p>(制式)</p> <p>第2条 手帳の制式は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 用紙の表扉に貸与を受ける職員の脱帽上半身の写真を貼付し、手帳番号、氏名及び貸与年月日を記載する。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(制式)</p> <p>第2条 手帳の制式は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 用紙の表扉に貸与を受ける職員の脱帽上半身の写真を貼付し、手帳番号、階級、氏名及び貸与年月日を記載し、中央に市章印を押印する。 <u>形状は第2号様式のとおりとする。</u></p> <p>(5) 略</p>

改正後

改正前

別図（第2条関係）

別図（第2条関係）



附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大府市消防職員住宅設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第35号

大府市消防職員住宅設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

大府市消防職員住宅設置及び管理に関する規則（昭和51年大府市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(家賃の納付等) 第7条 職員住宅の家賃は、月額 <u>20,000円</u> とし、毎月末日までに納付しなければならない。 2 略	(家賃の納付等) 第7条 職員住宅の家賃は、月額 <u>15,000円</u> とし、毎月末日までに納付しなければならない。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、令和7年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。